

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	MHS-J-61222-3
名称	航空基地電子機器等 定期修理共通仕様書	長官承認年月日	
		作成年月日	61. 3. 15
		改正年月日	10. 12. 8
		海上幕僚監部装備部航空機課	

## 1. 総則

1. 1 適用範囲 この仕様書は、海上自衛隊において使用する基地用航空武器（以下、機器等という。）の定期修理に適用し、一般共通事項について規定する。

1. 2 用語の定義 この仕様書において使用する用語の定義は、補本装補第1号及び海上航空第5629号によるほか、付属書1のとおりとする。

1. 3 引用文書等 この仕様書に引用する次の文章は、この仕様書に規定する範囲においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

### 1. 3. 1 引用文書

#### a) 規格

J I S Z 9902 品質システム—製造、据付け及び付帯サービスにおける  
品質保証モデル

N D S Z 0001 包装の総則

#### b) 仕様書

D S P Z 9002 品質管理共通仕様書

D S P Z 9006 品質管理共通仕様書

M H S - J - 30792 航空機搭載電子機器用回転機オーバーホール共通仕様書

#### c) 法令等

海上自衛隊物品管理補給規則（昭和56年海上自衛隊達42号）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第1号。10.12.8）

基地用航空武器等整備基準（海幕航空第5629号。10.12.8）

### 1. 3. 2 関連文書

#### a) 標準技術資料

1) 海上幕僚監部制定の通達及び指示等で該当するもの。

2) 基地用航空武器等整備基準（海幕航空第5629号）に定める技術刊行物。

3) M I L, D S P, N D S, 製造図面, 製造規格及びその他の技術資料。

標準技術資料のうち海上自衛隊で保有しているものは、必要に応じて貸付けることができる。

1. 4 受注者の条件 受注者は、定期修理に必要な技術及び設備を具備し、かつ機器等の製造又は修理の経験がなければならない。

## 2. 製品に関する要求

2. 1 基本作業 基本作業は、機器等の取外し及び取付け、修理前調査、分解、手入れ、部品検査、中間検査、組立、調整、性能試験、現地調整試験、完成検査、飛行試験、こん包、並びに輸送等とする。

2. 2 変動作業 変動作業は、修理前調査及び部品検査の結果、基本作業で指定する範囲を超え、かつ監督官等の確認を得て実施するもので、原則として次によるものとする。

- a) 不具合箇所の修復等
- b) 個別仕様書に定める構成品目及び数量が異なる場合の追加又は削除する作業
- c) 改修指示書に基づく改修作業
- d) 信頼性データ提出資料の作成
- e) その他、特に監督官が必要と認める事項

## 2. 3 要 具 等

- a) 受注者は、修理に必要な要具、特殊工具及びテスター等を準備するものとする。
- b) 受注者は、修理に必要な専用器材の貸付を希望する場合には、貸付を申請することができる。申請の手続きは、補本装補第1号によるものとし、貸付品は、個別仕様書で定める。

## 2. 4 部品及び材料

- a) 官給品を使用することを原則とする。  
なお、官給品の取扱いについては、昭和56年海上自衛隊達42号及び補本装補第1号による。
- b) 修理に必要な受注者負担部品（副資材を除く）については、標準技術資料の部品諸元に合致したもので、かつ機器等製造時の部品と互換性があり、同等若しくはそれ以上の性能、規格を有する部品とする。製造中止等の理由によって入手困難な場合は、代替品又は相当品を使用することができる。その処置については、付属書3によって監督官等の承認を得なければならない。

2. 5 技術変更提案等 技術変更提案及び技術刊行物改定要求は、海幕航空5629号によって行う。

## 2. 6 提出書類等

a) 契約書及び補本装補第1号によるほか、表1の書類を監督官の確認を得たのち提出する。

表1 提出書類

番号	書類名	提出時期	提出先			備考
			監督官等	機器等添付	補給本部	
1	修理前調査 成績書	中間検査時	1			
2	部品検査 成績書	同上	1			
3	不具合箇所 対策表	同上	2			付属書4
4	完成検査 成績書	完成検査時	1	1		不具合箇所 対策表添付
5	信頼性 データ	納入後 1か月以内			1	WUCの定め られたもの

注：1 修理前調査成績書、部品検査成績書及び不具合箇所対策表は、合冊とする。

2 成績書等の様式は、A列4版を原則とする。

b) 来歴票（整備記録等）の記入は、海幕航空第5629号によって行い、監督官等の確認を得るものとする。

2. 7 品質管理 品質管理は、DSP Z 9002又はJIS Z 9902及びDSP Z9006を準用するほか、次による。

a) 受注者は、標準作業手順書を作成し、監督官等の確認を得るものとする。

2. 8 修理（改修）完了表示 修理又は改修を完了した構成品には、付属書2によって表示する。

2. 9 下請 修理の一部を下請工場で実施する場合は、付属書5によって監督官等の承認を得なければならない。

## 3. 修理実施要領

3. 1 修理前調査 修理に先立って、次の調査を行い、修理前調査成績書及び不具合箇所対策表を作成する。

a) 構成品目及び数量

個別仕様書に基づき、来歴票及び払出票等との照合を行う。

b) 目視調査

部品等について目視調査（破損，変形，腐食，欠品，発錆等）を行う。調査の結果，特殊な不具合が発見された場合は，監督官等と協議するものとする。

c) 作動状況

個別仕様書に定められた項目について，機械的，電氣的作動状況の調査を行う。

3. 2 分解 分解の要領及び分解の範囲は，個別仕様書に定める。

3. 3 手入れ 分解した箇所及びその周辺について，次の手入れを行う。その他については，個別仕様書で定める。

a) 清掃については部品の特性に悪影響のない良質の材料を使用し，その取扱いには十分注意を払わなければならない。

b) 塗油，注油については，標準技術資料に定められた品質の油等を使用し，適切な方法で行う。

c) 塗装については部分的な補修塗りを原則とし，品質については製造時と同等で，塗装色は製造時と同系統とする。

d) コーティング処理については修理した箇所，不良個所の補修を原則とし，品質については製造時と同等のものを使用し，適切な方法で行う。

3. 4 部品検査

a) 分解された範囲における全数の部品について目視検査を行い，機構部分については，作動を含め変形，摩耗，劣化等を検査し，電気部品については作動状況，電圧測定及び波形観測等によって電氣的性能を検査する。

b) 部品検査成績書作成品目は，個別仕様書で定める。

c) 検査の結果発見された不具合事項は，不具合箇所対策表に記載する。

3. 5 中間検査 修理に先立ち各部の手入れ状況等の検査及び2. 6 a) の番号1～3について整備状況を確認し，監督官等の承認を得る。

3. 6 修理

a) 修理前調査及び部品検査の結果発見された不具合事項は，不具合箇所対策表によって監督官等の承認を得たのち2. 2によって行う。

b) 回転機のオーバーホールについては，MHS-J-30792を準用する。

3. 7 組立 3. 2によって分解した箇所の組立を行う。

3. 8 調整 標準技術資料によって調整を行う。

3. 9 現地調整試験 標準技術資料によって調整及び性能試験を行い，性能検査成績書を作成する。

3. 10 完成検査 個別仕様書に定められた項目について検査を行い，完成検査成績書を作成する。

3. 1 1 飛行試験 飛行試験については、個別仕様書に定める。
3. 1 2 こん包 原則として次によって行う。
- a) 個 装  
NDS Z 0001のレベルCとする。
- b) 外 装  
NDS Z 0001のレベルⅢとする。
- c) 包装の表示  
NDS Z 0001の4による。
3. 1 3 輸 送 輸送については、個別仕様書に定める。
4. 監督及び検査 監督及び検査は、契約担当官等の定めるところによる。
5. その他
- a) 作業中における受注者の災害については、補償を行わない。
- b) 離島（硫黄島及び南鳥島）において作業を行う場合に受注者が準備する作業員及び工具等の輸送は、官側が行う。宿泊及び給食については必要に応じ隊員に準じ、官側で準備する。（ただし、給食については有料とする。）
- c) 現地における作業を実施する場合、次の点に留意するものとする。
- 1) 現地作業に関しては、部隊の運用に支障をきたさないようにするとともに隊内諸規則を厳守するものとする。
  - 2) 修理等の実施中は他の物件に損傷を与えないように留意し、もし異常事態が発生した場合は、速やかに監督官等に報告するとともに、それが故意又は過失による場合は、受注者の負担において復旧するものとする。
  - 3) 隊内立入り等の諸手続きについては、受注者が実施するものとする。
- d) 受注者は、本仕様書及び個別仕様書に疑義を生じた場合は、順序を経て契約担当官等と協議するものとする。

## 付属書1 用語の定義

基本作業： 定期修理で実施する作業のうち、基本的、共通的に行う作業をいう。

変動作業： 基本作業に含まれない作業であって、調査及び検査の結果、不良状態にある電子機器等を使用可能な状態に戻すために必要な作業及びそれに関連する作業で、監督官等の確認を得て実施する作業をいう。

監督官等： 調達品等に係わる監督官及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）に定められた契約担当官等、監督官及び検査官をいう。

現地調整試験： 修理完了構成品を現地において装備状態に復元し、装置及びサブシステム単位で行う調整及び性能試験をいう。

飛行試験： 修理完了後現地において装備運用状態で航空保安無線施設飛行点検実施規則（昭和41年航空自衛隊達第29号）に基づき行う試験をいう。

## 付属書 2 電子機器に対する定期修理及び改修の実施期日等表示要領

1. 適用範囲 海上自衛隊において使用する電子機器のうち、修理又は改修を実施した機器に適用する。

### 2. 実施要領

#### 2. 1 表示事項及び様式

##### a) 修理の場合

実施場所及び終了年月を次の様式で表示する。

「実施場所－RE（又はOH）－月－年」

1) 実施場所は原則として防衛庁装備局類規第3号「製造者記号索引表」の製造者記号によって示す。

2) 月、年はアラビア数字で示し、年は西暦年号の末尾2文字で表示する。

(例) 3 1 1 2－RE－8－8 1

##### b) 改修の場合

実施場所、改修指示番号及び終了年月を次の様式で表示する。

「実施場所－改修指示番号－月－年」

1) 実施場所、月及び年は2. 1 a)による。

2) 改修指示番号は改修等指示書の指示番号で示す。

(例) 3 1 1 2－AT－5 6－0 0 4－8－3 1

#### 2. 2 表示場所

a) 各機器の前面パネル等適当な場所に表示する。

b) プラグイン・アセンブリ又は機器間で互換性のあるサブ・アセンブリに対して改修が実施された場合は、それらのシャーシ、基板等の適当な場所にも表示する。

c) 変動作業によって修理したモジュール等は2. 1 a)に準じ、基板等の適当な場所に表示する。

#### 2. 3 記号の仕様

a) ゴシック体とする。

b) 文字の大きさ

次に示す大きさを標準とするが、記載場所の都合によって、これを適用することができない場合は、適宜変更しても差し支えない。

##### 1) 大 型

縦約6ミリメートル、横約6ミリメートル、太さ約0. 7ミリメートル

文字の間隔 約1. 5ミリメートル

##### 2) 小 型

縦約3ミリメートル、横約4ミリメートル、太さ約0. 5ミリメートル

文字の間隔 約1. 0ミリメートル

付属書2 電子機器に対する定期修理及び改修の実施期日等表示要領（続き）

c) 色

黒，紺等濃地面に対しては白又は黄色とし，無色，白等薄地面に対しては黒色とする。

d) 記載事項

原則としてゴム印を，シリコン系塗料によって規定の場所に捺印するものとし長時間明瞭に判別できるように配慮するものとする。



## 付属書3 代替部品使用承認申請書

平成 年 月 日

殿

住 所  
受注者名  
代表者名

## 代 替 部 品 使 用 承 認 申 請 書

標記について、下記のとおり承認されたく申請します。

記

- 1 契約件名
- 2 契約番号
- 3 品 名
- 4 理 由
  
- 5 申請内容等

	契 約 内 容	申 請 内 容
部品番号		
回路番号		
準拠規格		
使用期日		

審査の結果承認します。

印



## 付属書5 下請負承認申請書

平成 年 月 日

殿

住 所  
受注者名  
代表者名

## 下請負承認申請書

航空基地電子機器等の修理契約について、下記のとおり請負わせたいので、御承認願います。

記

- 1 下請負を行わせる会社の名称等
  - (1) 会社名：
  - (2) 本社所在地：
  - (3) 工場所在地：
  - (4) 資本金：
  - (5) 従業員数：
- 2 下請負を必要とする理由
- 3 下請負を行わせる適用機器及び作業範囲

上記のとおり承認します。

承認番号 第 号

平成 年 月 日

印